

発注者による元請事業者に対する・元請事業者による請負人に
対する安全経費の確保に関する厚労省、国交省連携による取組
(案) 厚生労働省 国土交通省

<第12次労働災害防止計画>

国交省と連携して対応

- ・建設業の発注者に対し、仕様書への安全衛生に関する事項の盛り込み、施工時の安全衛生経費の積算について指導
- ・元請事業者に対し、関係請負人への安全衛生経費の確実な配付について指導

<建設業における総合的労働災害防止対策>

- ・元方事業者に対し、請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化について指導
- ・発注者に対し、施工時の安全衛生を確保するために必要な経費の積算について指導

<建設業法を遵守した適正契約の推進>

- ・元請事業者に対し、以下を指導
 - a.元請人と下請負人との各々対等な立場による合意に基づいた公正な請負契約の締結(18条)
 - b.見積依頼に際し、できる限り具体的な内容を提示(法20条第3項)
 - c.請負契約の締結に際して、契約内容を書面化し、契約内容を明確化(法19条第1項)

<元方事業者による建設現場安全管理指針>

- ・請負人に示す見積条件への労働災害防止措置の範囲、措置の実施者、それに要する経費の負担者の明確化について指導
- ・労働災害の防止に要する経費のうち請負人が負担する経費の請負契約書(請負代金内訳書)への明示について指導

<建設業法令遵守ガイドラインの周知徹底>

- ・発注者に対し、建設業法に照らし、どのような行為が不適切であるかを示した「発注者・受注者間における建設業法遵守ガイドライン」を周知徹底
- ・元請業者に、どのような行為が建設業法違反するかを具体的に示した「建設業法令遵守ガイドライン－元請人と下請人の関係に係る留意点－」を周知徹底

<厚労省・国交省が新たに合同で作成するパンフレットの概要案>

- ・上記厚生労働省・国土交通省の取り組みを明示し、建設現場における元請事業者は、請負人との請負契約において、労働災害防止対策の実施者、その経費の負担者の明確化、経費の明示が必要であること、また、発注者は、施工時の安全衛生を確保するために必要な経費の積算が必要であること等について、両省で連携した周知啓発を図る。

<配布対象>

- ・建設業の元請事業者
- ・発注者となりうる製造業等臨検監督の対象となる事業者

- ・建設業法に基づく立ち入り検査を実施する建設業者
- ・建設業法令遵守講習会等の参加者

※厚生労働省・国土交通省による更なる連携方策について、今後更に検討